

第1回

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事録

消費者庁食品表示企画課

農林水産省消費・安全局消費者行政課

第1回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成28年1月29日（金）13:58～15:37

場 所：TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター
ホール6A

1. 開 会
2. 挨拶 松本内閣府副大臣
齋藤農林水産副大臣
3. 検討会の設置について
4. 加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情
5. 今後の進め方等について
6. その他
7. 閉 会

○川口消費者庁次長 定刻少し前でございますが、委員の皆様おそろいでございますので、第1回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日、皆様には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の検討会でございますが、消費者庁と農林水産省の共催で開催しております。

私は、事務局を務めます消費者庁次長の川口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座長を選任するまでの間、私が司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事次第にのっとりまして、まず主催者側の挨拶より始めさせていただきます。

初めに、松本文明内閣府副大臣より御挨拶を申し上げます。

○松本内閣府副大臣 皆様、こんにちは。

特に、傍聴席の皆様が多数御参加いただき関心をお寄せいただいておりますことに心から感謝したいと思います。是非また主体的に消費者庁に御意見をお寄せいただければありがたいと思います。

委員の皆様方には、本当に日ごろから御協力いただいておりますことに感謝を申し上げますが、とりわけ、今日のような寒い日もこぞって御出席いただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、加工食品の原料原産地表示につきましては、昨年3月に閣議決定をされました「消費者基本計画」において、他の個別課題も含めて実態を踏まえた検討を行うとされているところであります。さらに、昨年11月に決定されました「総合的なTPP関連政策大綱」において、実行可能性を確保しつつ拡大に向けた検討を行うことが食の安全・安心に関する施策として盛り込まれたところであります。

以上を踏まえて、今般、食品の生産・流通を所管する農林水産省と共催で検討会を開催し、今後の対応方策について幅広く検討することとして、本日、委員の皆様方にお集まりをいただいた次第であります。

加工食品の原料原産地表示は、これまでの長い議論を踏まえ、現行の制度となったものでありまして、消費者の関心も非常に高い事項でもあります。消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保のために拡大することが望ましいと私たちは考えておりますが、具体的にどこまでどのように広げるのかということについて委員の皆様方に十分御議論をいただきたいと思っております。同時に、今年の秋を目途に中間的な取りまとめを行っていただきたいと希望しております。大変タイトなスケジュールで申し訳ないと思うわけですが、是非委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りながら、御協力賜りますことをお願い申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○川口消費者庁次長 それでは、続きまして、農林水産省より齋藤健農林水産副大臣の御挨拶をお願いいたします。

○齋藤農林水産副大臣 皆さん、こんにちは。

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」の開催に当たりまして、農林水産副大臣といたしまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただき、私のほうからも厚く感謝を申し上げます。

御案内のとおり、TPP協定につきましては、昨年10月に大筋合意を見たところでございまして、先ほど松本副大臣からお話がありましたように、11月には政府として、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにする「総合的な政策大綱」を取りまとめたところでございます。

この政策大綱を取りまとめるに当たりまして、農水省としても全国で説明会を実施するなど、現場の御意見をお聞きする中で、加工食品の原料原産地表示については拡大に向けた強い御意見をいただいているところでございます。また、現在実施しております農政新時代キャラバンブロック別説明会でも、進めるべきとの強い多くの意見をいただいているところでございます。

今回、加工食品の原料原産地表示の検討がスタートいたします。農家など生産者の方々が丹精込めてつくられている農林水産物が加工食品になると外国産と区別されないで販売されているという実態を改善して、より一層やりがいを感じていただくことができるようにすることも大切な視点であろうと考えております。お立場によりまして、さまざまな意見があることは十分承知しているところでありますけれども、ここにお集まりいただいた皆様の知恵を結集していただきまして、制度拡大の方向で実りある結論を導き出させていただくようお願い申し上げます。

是非活発な御議論をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○川口消費者庁次長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、委員の御紹介をさせていただきたいと思います。

委員の名簿でございますが、お手元の資料1別紙のほうに記載されております。五十音順に御紹介をさせていただきたいと思います。

最初に、池戸委員でございます。

続きまして、櫛委員でございます。

市川委員でございます。

岩岡委員でございます。

金井委員でございます。

近藤委員でございます。

齊藤委員でございます。

鈴木委員でございます。

田熊委員でございます。

武石委員でございます。

名簿では次は竹内淑恵委員でございますが、本日は御欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、富松委員でございます。

永田委員でございます。

長屋委員でございます。

夏目委員でございます。

毛利委員でございます。

森光委員でございます。

以上の委員の皆様にご出席をいただいております。

それでは、続きまして、事務局側の出席者を御紹介いたします。

消費者庁側でございますが、本日、板東長官は別の公務の関係で途中から出席の予定でございます。

司会を務めさせていただきます、私、消費者庁次長の川口でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、担当審議官の吉井でございます。

食品表示企画課長、赤崎でございます。

消費者庁食品表示企画課課長補佐、船田でございます。

続きまして、農林水産省側から出席者の紹介をお願いいたします。

○島崎食品表示調整担当室長 それでは、農林水産省側の出席者を紹介させていただきます。

まず、消費・安全局長の小風でございます。

担当審議官の永山でございます。

消費者行政課長の相本でございます。

私、消費者行政課の表示担当をしております島崎と申します。

課長補佐の大久保でございます。

以上が農林水産省の出席者でございます。

○川口消費者庁次長 ありがとうございます。

それでは次に、本検討会の座長の選任に入りたいと思います。

資料1をごらんいただきますと、検討会開催要領第4の(2)にございますように「検討会の座長は、委員の互選により選任する」とされているところでございます。どなたが適任か御意見のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 私から、森光委員を座長に推薦させていただきます。森光委員は、農林水産省の農林物資規格調査会でも御一緒させていただいております。食品表示の分野ですばらしい知見をお持ちであります。困難などいいますか、活発な議論が予想されるこの検討会

で巧みに調整をしていただけるというふうに思っておりますので、座長をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○川口消費者庁次長 ただいま夏目委員から森光委員を推薦したいという御発言がございましたが、その他、御推薦等ございますでしょうか。

ないようでございますので、それでは森光委員の座長就任につき、お諮りさせていただきます。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川口消費者庁次長 異議なしということでございますので、それでは、森光委員に座長をお願いすることといたしまして、座長席に御移動をお願いいたします。

(森光委員、座長席へ移動)

○川口消費者庁次長 それでは、早速でございますが、森光委員に座長就任の御挨拶をお願いいたします。

○森光座長 ありがとうございます。お茶の水女子大学の森光と申します。

大変大切な検討会の座長ということで、先ほどお話がありましたように、皆様方の英知をうまく引き出せるように、私は「風林火山」という言葉が実は結構好きでして、急ぐときは急ぎ、ゆっくり構えるときは構えながら、ただ、期限があるものですので、是非この検討会で実りある成果を出して、私が講義でこういったような表示に変わるといいねという話ができるよう御協力をお願いいたします。

○川口消費者庁次長 ありがとうございます。

それでは、ここでカメラの方につきましては、御退席をお願いしたいと思います。

それから、報道関係の皆様、その他の皆様におかれましても、傍聴席へお移りいただくようお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○川口消費者庁次長 両副大臣につきましては、他の公務の関係でここで中座をさせていただきます。

(松本内閣府副大臣、齋藤農林水産副大臣退室)

○川口消費者庁次長 それでは、座長が選任されましたので、これからの議事進行につきましては、森光座長にお願いをいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○森光座長 ありがとうございます。

では、議事を早速進めてまいります。事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、お手元の資料の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております配付資料一覧とあわせて確認をいただきます。議事次第、配付資料一覧、座席表、加えまして、資料1から資料7までお手元にあるかと思っております。

以上が本日の資料でございます。過不足や落丁等ございましたら、途中でも構いませんので、事務局に御連絡いただきますようお願いいたします。

○森光座長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

では、続きまして、早速、議事次第3の「検討会の設置について」に入ります。事務局から御説明をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、改めまして、資料1の検討会の開催要領をごらんいただきたく存じます。

開催要領の第1は趣旨でございます。加工食品の原料原産地表示については、昨年3月閣議決定の「消費者基本計画」、「食料・農業・農村基本計画」で検討とされております。また、先ほど両副大臣から御挨拶がありましたが、昨年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」でも検討と書かれてございます。これを踏まえて、消費者庁と農水省の共催で本検討会を開催するというところでございます。

続きまして、第2の検討項目は3つございます。(1)の現行の表示制度や取り組みの検証で現状をきちんと検証した上で、(2)の原料原産地表示の拡大に向けた具体的方策について御検討いただくということでございます。

第3はスケジュール等でございます。関係者からヒアリング等を行いつつ検討を進め、本年秋を目途に中間的な取りまとめを行うということでございます。

第4は委員等でございます。先ほど委員の互選で森光座長が選任されました。座長が検討会を統轄し、(4)で「座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する」ということになっております。

第5の運営でございますが、検討会の庶務につきましては、消費者庁と農林水産省が共同で処理をするということでございます。

次のページ、検討会は原則として公開でございます。また、資料も各回終了後、ウェブサイトで公表いたします。

ただし、座長は、公表に当たり、検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは資料の非公表ができるとなっております。

検討会の議事録につきましては、毎回、委員の皆様の御了解を得た上で、ウェブサイト等で公表いたします。

以上でございます。

○森光座長 ただいま事務局から御説明がありました資料1の開催要領について御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、開催要領につきまして御了承いただいたということで進めさせていただきます。

ここで、座長代理について、先ほどお話がありました資料1の第4の(4)、本検討会の運営につきまして「座長に事故があるときには、あらかじめその指名をする者が、その職務を代理する」と規定されておりますので、私のほうから指名させていただきます。

これに関しましては、食品表示の分野で知見がありまして、食品表示一元化検討会で座

長をされていまして池戸委員に是非座長代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○森光座長 ありがとうございます。

では、座長代理を池戸先生、よろしく願いいたします。

次に、議事次第4の「加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情」に入らせていただきます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○船田食品表示企画課課長補佐 消費者庁食品表示企画課の船田でございます。

私のほうから資料2につきまして、そして農林水産省のほうから資料3につきまして、続けて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元に資料2を御用意いただけますでしょうか。資料2の「加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情」でございます。

今回、第1回目の検討会ですので、これまでの検討経緯等につきまして、概要を簡単に御説明いたしたいと考えております。

目次でございますように、1つ目として「現行の食品の産地表示」、2つ目として「原料原産地表示対象品目拡大の推移」、3つ目として「原料原産地表示のこれまでの検討経緯」、4つ目として「本検討会開催の経緯」についてお示ししております。

まず、1ページ目の「現行の食品の産地表示」でございます。そもそも食品表示制度につきまして、従前、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法にまたがっていた規定がありまして、表示の規定の部分だけを抜き出しまして、食品表示法という一つの法律にまとめまして、昨年4月、施行しております。

同時に、食品表示法に基づきまして、食品表示基準というものが施行されております。その中で、義務表示事項を定めております。資料にお示ししているように、生鮮食品では名称と原産地を表示することを義務づけております。一方、加工食品では、名称や原材料名など表示事項のほかに、国内で製造される一部の加工食品について原料原産地名の表示が定められております。今回この原料原産地名について御検討いただくということになります。また、輸入品がございますが、輸入品にあつては原産国名を表示することが義務づけられているというところでございます。

なお、現行の食品表示基準ですけれども、いわゆる外食につきましては、産地表示を含め、表示の義務づけがないところでございます。

表示例をお示ししましたが、表示の義務づけがあるものとしまして「味付けカルビ」を紹介しております。原材料名のところに「牛肉(〇〇産)」という形で産地を書いていたのが原料原産地表示のルールということになります。真ん中に「ぎょうぎ」の例を挙げましたが、「ぎょうぎ」につきましては、現在、原料原産地表示の義務がございませんので、例示のところには産地名が出てきません。ただし、先ほど言いましたように、これが輸入品であれば原産国名の表示が必要となるということでございます。

2 ページ目に行きます。「原料原産地表示対象品目の拡大の推移」について御説明させていただきます。左から時系列で対象品目の拡大をお示ししております。現在、資料の右に書いてありますけれども、22食品群と個別に義務づけされております農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削り節の4品目について義務づけがなされているということでございます。

加工食品の原料原産地表示の拡大につきましては、消費者庁発足以前は農林水産省で検討されてきております。従前、JAS法がありましたけれども、JAS法に基づきまして、平成13年から平成15年にかけては、個別8品目と言っておりますけれども、漬物、乾燥わかめ、塩蔵わかめ、塩干魚類、塩蔵魚類、うなぎ加工品、野菜冷凍食品、かつお削り節の8品目につきまして、原産地表示が義務づけられました。その後、消費者の関心の高まりなどを受けまして、平成18年から品目横断的に20食品群について義務づけを拡大してきた経緯があります。その後、平成21年、緑茶飲料とあげ落花生を追加して、消費者庁ができましたからは、黒糖及びこんぶ巻を追加して現在の22食品群の形になっているということでございます。

3 ページから5 ページにかけては、検討の経緯ということを書かせていただいております。

3 ページ目ですけれども、まず、先ほど申しましたように、平成12年当時、「加工食品の原料原産地表示検討委員会」がございまして、そこに記載がありますように①から⑤の選定基準を設けて、個別の8品目が順次義務づけられてきました。その後、平成15年に入りまして、農林水産省と厚生労働省が開催する食品の表示に関する共同会議がございました。その中で、原料原産地表示の対象品目選定のあり方や表示方法について検討がなされております。その結果、現行の原料原産地表示制度のルールのもととなる基準ができて、その時点で品目横断的に20食品群について表示が義務化されることになりました。

4 ページ目に移ります。平成17年から共同会議におきまして、対象品目の見直しを検討されております。当初、20食品群ですけれども、その中で、飲料ではなくて緑茶は既に義務づけられておりましたが、それに追加して緑茶飲料、落花生のところであげ落花生を追加しているという経緯があります。

消費者庁が平成21年9月に設立されておりますけれども、品目拡大の検討は消費者庁になってからも引き継がれておりまして、黒糖及び黒糖加工品、こんぶ巻の2食品を追加しまして、消費者庁になってから22食品群が義務づけられたということでございます。

続けて5 ページ目に移ります。平成23年に消費者委員会におきまして「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」が設置されております。その中で品目拡大の検討がされました。ただ、平成23年8月に、消費者委員会がその報告書を踏まえまして検討するという意見出しを消費者庁側にしてきたのですが、その時点では、新たに制定される法体系のもと、つまり今で言う食品表示法のことになりますが、食品表示法の中で対象品目や選定方法等を制定することを期待するという形で終わっております。

さらに、5ページ目の右側ですが、食品表示法を策定する前段の、先ほどから言っております食品表示一元化検討会の中でも議論した経緯がございます。一元化検討会の中でもいろいろ議論されてきました。ただ、その時点で、検討会の中では合意に至らなかったという経緯がございます。平成24年8月に検討会の報告書という形で出されていますが、その中の位置づけとしましては、今後の検討課題としてさらに検討を行うことが適当とされたということでございます。

以上が大まかなこれまでの検討経緯となりますけれども、より詳細な話については第2回目以降の検討会の中でさらに触れていきたいと考えているところでございます。

続きまして、6ページ目、これは先ほどから何度も出てきておりますけれども、本検討会開催に至った経緯を簡潔にまとめたものでございます。繰り返しになりますが、先ほど御説明したとおり、原料原産地表示の検討はこれまで適宜行われてきているところですが、時期としましては、先ほどの一元化検討会の報告において今後の検討課題として位置づけられ、それを踏まえまして、昨年3月に閣議決定されております「消費者基本計画」で実態を踏まえた検討を行うべきという形になっています。

一方、昨年3月、「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されておまして、その中でも、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討するとされたところでございます。

さらに、昨年11月、「総合的なTPP関連政策大綱」が出まして、原料原産地表示につきまして、実行可能性を確保しつつ拡大に向けた検討を行うことが盛り込まれたという状況でございます。これらを受けまして、検討会を開催するに至ったということでございます。

7ページから9ページにかけては参考ということで、それぞれ一元化検討会の報告書の抜粋、2つの基本計画の抜粋、9ページ目はTPP関連政策大綱の抜粋をおつけしております。

以上、簡単でございますけれども、資料2の説明でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省から資料3の御説明をお願いいたします。

○大久保消費者行政課課長補佐 農林水産省消費者行政課の大久保でございます。

私のほうから資料3の「事業者の自主的取組について」の御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございますが、ここの資料では、実際に原料原産地表示が行われております事例につきまして、法律に基づく義務づけだけではなく、事業者の方が自主的に行われている取組みについて表にまとめている資料でございます。この表は、横列として5例、それぞれの事例をまとめております。

なお、2ページ目から6ページ目にかけては、それぞれ参考資料といたしまして、1ページ目で御紹介させていただいておりますそれぞれの事例について補足して説明している資料となっております。

それでは、1ページ目の表の1番目の横の列でございますけれども、これは、先ほど資料2で消費者庁から説明がありました食品表示法に基づいて行われている事例ということで、ここに御紹介させていただいております。

次の2列目でございますが、これは、東京都の条例におきまして、調理冷凍食品を対象として調理冷凍食品全般を対象とした表示の義務づけが規定されております。ここでは、使用されている原材料の重量割合で上位3位のものまでを表示の対象にするという表示が行われております。ただし、一番右側になりますけれども、表示することが困難な場合には、ホームページでの情報提供や電話でのお問い合わせでの情報提供を認めているというルールになっております。

3列目からは事業者の方の自主的な取り組みということになります。

3列目は公正競争規約でございますが、これは景品表示法に基づきまして、事業者の方が協議会を設立されて、その場で表示や景品について自主的なルールを定めているものがございます。そのルールの中で原料原産地表示の規定が含まれているものがございますので、それを紹介しております。品目としては、塩、はちみつ、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの規約において原料原産地表示のルールが定められているというものでございます。

4列目の事例のガイドラインでは、豆腐・納豆の事例を紹介させていただいております。こちらは事業者の団体の方等が自主的に定められているルールでございます。豆腐・納豆のルールでございますと原料として使われている大豆を対象に表示を行っているという事例でございます。

5列目でございますが、事業者の方が自主的に取り組まれている事例といたしまして、JA全農様に取り組まれている例を紹介しております。ここでは系統農協であるJAブランドとして販売している加工食品につきまして、自主的なルールを定めて表示されているものがございます。こちらでも原材料の上位2位まで、非常に数多くの食品を対象として実施されているものでございます。この場合におきましても、表示が困難な場合におきましては、輸入品等の大きくくり表示、これは原材料の国名表示が難しい場合には輸入品としての表示を認めて、さらには、原材料として生鮮の食品ではなくて一次加工した加工品を使用しているものには中間加工品の加工地を表示するというルールを認めて、ルールづけをしているという事例になっております。

2ページ目以降は、参考資料でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

では、ただいま消費者庁、農林水産省からこれまでの経緯等につきまして御説明がありました。ここで質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

第2回目以降の会におきましても、先ほど説明がありましたように、平成22年から積み上げてきた長い検討のレビューはとても大切だと思いますので、それに関しましては、また改めて皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

では、質問がないということで、議事次第5の「今後の進め方等について」に移ります。本検討会における検討項目及び今後のスケジュール等について事務局から説明をお願いい

たします。

○船田食品表示企画課課長補佐 改めまして、消費者庁の船田でございます。

私から、資料4から資料6まで、まとめて御説明させていただきたいと思います。

最初に、資料4「本検討会における検討項目」について御説明させていただきます。

この検討項目ですけれども、資料1の開催要領で検討項目を挙げています。資料4に書かれております柱となる検討項目の1から3ですけれども、これは開催要領の検討項目と同じものという形になっております。

1つ目が「現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証」ということです。現行のさまざまな取り組み方策としましては、先ほど資料2や資料3で御説明したとおり、表示の義務づけのほかにも、事業者団体による自主的な情報提供などがあります。また、これまで開催されてきました過去の検討会における経緯もありますので、これらの論点・課題についても検証することが必要と考えております。

さらに、表示の拡大を図る場合、原料原産地に関する情報の必要性や具体的な提供方法につきまして、消費者、事業者等の意見や要望についてヒアリング等を行い、整理したいと考えているところでございます。

さらに、今回の検討のポイントとしまして、表示を行う上での事業者の実行可能性についても考察していきたいと考えているところでございます。

以上を踏まえまして、今後の原料原産地表示のあり方について議論していただくことを考えております。

2つ目が「加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策」の検討ということです。1つ目の議論の結果を踏まえまして、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するという、さらに実行可能性を確保した原料原産地表示の拡大方法について検討していただきたいということでございます。

続きまして、資料5「今後のスケジュール（案）」でございますけれども、案ということで御提案させていただきたいと思います。資料4で御説明しました検討項目について御議論いただくという形になります。1回目は1月ということで、今日でございます。

第2回目から第4回目は、過去の検討における論点・課題について整理させていただこうと考えております。あと、消費者、生産者、事業者等の関係者から幅広くヒアリングを行った上で、ヒアリング、調査結果を踏まえた論点整理を第4回目まででやっていきたいと考えております。

その上で、第5回目以降、取りまとめに向けた議論に入っていきたいと考えております。開催要領のところにも書いてありましたが、今年の秋ごろを目途に中間的な取りまとめを行うことを予定しております。

なお、開催頻度ですけれども、1カ月に1回程度ということで開催させていただきたいと考えております。

以上、スケジュール案ですけれども、このほかに、消費者庁としまして、資料6でお示ししていますような消費者に対する意識調査を御提案させていただきたいと考えております。資料6をごらんいただけますでしょうか。

2ページ目に、平成23年の一元化検討会当時に実施したアンケート調査結果を参考でおつけしております。原料原産地表示につきまして、これを見ていただいても、消費者の関心は高いと考えているところがございます。

今回、検討を行うに当たりまして、再度、消費者の意識を把握することを目的に、原料原産地表示に対する消費者の一般的な認識度などについてウェブでのアンケート調査を実施しまして、結果を検討会の中で紹介させていただければと考えているところがございます。

簡単ですけれども、消費者庁からの説明は以上でございます。

○森光座長 どうもありがとうございます。

続きまして、資料7につきまして、農林水産省から御説明をよろしく願いいたします。

○大久保消費者行政課課長補佐 農林水産省の大久保でございます。

それでは、私のほうから資料7「製造業者に対する調査について」を御説明させていただきます。

食品製造事業者におかれましては、原料原産地表示への対応を検討する際の問題点、課題、こういったものは品目や製品ごとにかなり事情が異なっていると考えております。この検討会におきましても、食品製造業の実態にお詳しい先生方に委員として御参加いただいておりますので、検討を進めるに当たりましては、製造業者の実態について御説明いただきたいと考えているところがございますが、農林水産省といたしましても、個別の企業に職員が直接お伺いしてヒアリングを行いまして、具体的な事例や実態をお聞きして、この検討会に御報告するということを予定しております。

お聞きする内容は、個別の品目や製品ごとに原材料としてどのような産地のものがどのように使われているのか、またそういった原材料の切りかえや混合、そういったものの実態、中間加工品の使われている実態、そういったものにつきましてお聞きして調査することを予定しております。

この調査方法または内容につきまして、この場で御意見をいただければ、それらを踏まえて調査結果を検討の上、実施して、この検討会への報告を予定しているところがございます。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から検討項目及び今後のスケジュールについて御説明がありました。事務局からのスケジュールとしましては、2回目以降は過去の論点・課題の整理と関係者のヒアリングを行い、5回目以降、取りまとめに向けて議論を行っていただくと御提案がありました。また、消費者、製造者に対する調査への御提案もありました。ただいまの御説

明に対しまして、ここで御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

市川委員、お願いいたします。

○市川委員 市川です。

資料6の消費者意識調査についてお伺いします。一元化検討会のときにもこのような調査が行われましたが、アンケート調査の制度設計や中身について検討会の中でもたしか議論があって、意見も出されたと思います。今回このような調査をされるということで出てくるデータは大変意義のあるものになる可能性も高いですので、検討会のときに出た意見などを是非参考にしてつくっていただけたらと思います。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

補足説明等ありますでしょうか。

○赤崎食品表示企画課長 ただいまの御意見でございますが、御指摘のとおり、原料原産地表示につきましては、過去いろんな形で検討もし、いろんな形で現場の意見も酌み上げてやっております。まさに前回も消費者意向調査をやっておりますので、それも参考にしながら、具体の設問につきましては事務局のほうで考えて調査に取り組んでいきたいと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

その他、御質問、御意見等ございますでしょうか。

夏目委員、お願いいたします。

○夏目委員 資料6の消費者意識調査について調査方法はウェブ上、インターネット上で行うという御説明でございました。原料原産地を拡大していくことに伴って、その消費者層というのは格段に幅広い層かと思っております。このときにアンケート調査をウェブ上でやる時に、とりわけウェブ、インターネットに不慣れな層に対する御配慮を当然されているとは思いますが、ここで改めて確認をさせていただきたいと思っております。アンケート調査の制度設計の仕組みについてでございます。お願いいたします。

○船田食品表示企画課課長補佐 今日、アンケート調査をしますということで提案させていただいて、詳細の設定については座長のほうとも相談しながら、今、夏目委員から御指摘あったように、インターネットに不慣れな方もいらっしゃるということですので、そういったことも考慮したアンケートの設計を考えていきたいと思っております。

○森光座長 今後、御相談して、また委員の方にも御連絡したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○武石委員 食品産業センターでございます。3点ほどお伺いなりお願いしたいと思っております。

1点目は、資料4の検討項目ということで、2に加工食品の具体的な方策についての検

討の前提として食品表示法の目的が例示されているわけですが、食品表示法第1条では、そもそも食の安全というのが目的と前面に出ております。是非その項目を先頭に入れていただいて、食の安全を図った上で消費者の選択に資するというのが法律の趣旨だと思いますので、是非文言を追加していただきたいと思います。

2点目は、製造者の調査につきまして、直接、企業のほうに出向いていただいてヒアリングしていただくのは非常にありがたいことだと思います。その際は是非幅広い業種と、できれば中小の方のほうも目配りをしていただいて調査していただければと思っております。

3点目は、今朝来るときに新聞を見ましたら、日経新聞と食糧新聞に6月にも方向性を示すみたいなのが出ておったのですが、先ほど秋に向けて検討とされておりました。恐らく報道の勝手な推測だと思うのですが、そこら辺の段取りについても一度確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○森光座長 よろしく願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 ただいまの武石委員からの御意見に対してでございます。

食品表示法の目的で安全があるということで、まず、安全を踏まえたものにすべきとの御意見かと承知しました。食品表示法の目的規定を読みますと、確かに食品を摂取する際の安全性の確保のほかに、及びということで消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保というのこともあわせて書かれております。この原料原産地表示につきまして、消費者の選択のための制度と理解をしておりますので、我々といたしましては、まさに消費者が実際に食品を選択するときに、きちんと情報を得て、適切で合理的な選択をできるようにという観点からいろんな形で検討していきたいと思っております。

2点目の中小零細事業者への配慮という点でございます。これにつきましては、食品表示法の3条を見ますと、1項で消費者の選択、そのために必要な情報提供が消費者の権利ということで、その尊重が書かれております。ただ、2項で、今、委員が言われた食品関連事業者の公正な競争の確保、あわせて小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響にも配慮と書いておりますので、御指摘の点も踏まえて、実行可能性等々の課題につきましては、検討していきたいと考えております。

3点目のマスコミ報道との関連でございますが、スケジュールにつきましては、先ほど事務局から御説明しましたように、本年秋を目途に中間的な取りまとめを行うということで、おおむね月1回のペースで検討していきたいと考えておりますけれども、2回目、3回目、4回目は、先ほど御説明した形で進めていきたいと思っております。現時点ではそれ以上決まっているものではないということを念のため申し添えまして、事務局からの説明とさせていただきます。

○島崎食品表示調整担当室長 農林水産省からです。今の武石委員から御指摘がありましたように、企業に対するヒアリングについては、まさに委員おっしゃるとおり、できるだ

け幅広く取り組みたい。また、大手、中小、いろんな場合分けというのがあるでしょうから、そこも含めて、幅広く取り組みたいと考えております。ありがとうございます。

○森光座長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

金井委員、お願いいたします。

○金井委員 この後、全体的な意見開陳もあるのですか。

○森光座長 この後は一言ずつ皆さんにいただく段取りを考えております。

○金井委員 1点だけ申し上げます。

TPPの大筋合意の話もありまして、原産地の情報を消費者にお届けしたいという意見は現場からも非常に強く出ております。こういう生産者の思いといいますか、要望につきまして、そちらにもいろいろ上がっていると思いますので、そちらに上がっている要望についてこの進め方の中でしっかり取りまとめて、事務局のほうから御報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

○森光座長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○島崎食品表示調整担当室長 今、金井委員のおっしゃるとおり、我々農林水産省のほうにも生産者等から非常に多くの要望をいただいております。それを取りまとめまして、消費者庁、座長と話をして、しかるべきタイミングでお出ししたいと思っております。

○森光座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質疑等ございましたらお願いいたします。

一通り意見が出たということで、それでは、事務局のスケジュールに関する事、検討項目に関する事については、これで御了承いただいたということでよろしく申し上げます。

ここまでスムーズに会が進みましたが、皆様の御協力ありがとうございます。私はいつもたくさんの学生の前で講義をしているのですが、本日は最初の会で大変緊張しております。皆様と顔を合わせる意味もありますので、ここでは是非一言ずつ御意見をいただきたいと思っております。ここからは御自由に発言をいただきたいと思っております。人数が大変多いですので、残り時間等を考えまして、一人3分ぐらいでよろしく申し上げます。順番にマイクを回していただいて、池戸委員に先ほど代理の就任の一言をいただくところでしたが、それを含めまして、これまで数ある委員会の座長をされてきました池戸委員からまずよろしく申し上げます。

○池戸委員 池戸でございます。

座長代理ということで大役を仰せつかりましたけれども、座長さんに事故があるときということですが、事故がないことを願っております。

3分ということでございますので、手短にお話しさせていただきたいと思っております。

まず、今回、消費者庁と農林水産省が合同でこういう委員会を設置されたということで、

その点については大変評価させていただきたいと思います。

それから、当たり前の話なのですが、検討に当たりまして、食品表示法の基本理念、さつきも出ましたけれども、あそこにはたしか消費者基本計画の基本理念が引用されているかと思います。消費者に対して必要な情報を流すことは消費者の権利ということですね。それを尊重するというをまず念頭に置いて検討するべきだということと、フードチェーンの現状と将来の見通し等、あと、中小企業が多い業界でございますので、そこへの配慮というのも書いておられたと思いますが、これは当然のことなのですけれども、そういう基本理念を前提として検討するということかと思います。

それから、資料にも載っていましたが、これまでにこの問題については約15年間の検討がある。共同会議だけでも28回やられていますし、一元化検討会でもかなりの時間を割いて、かつ非常に重要で難しい課題なものですから、合意には至らなかったのですが、報告書とは別途に経緯のまとめとか議事録の抜粋なども載せていたと思います。そういったものを十分尊重して議論していただければと思っています。

それから、あくまでも実態を踏まえてということになりますと、先ほどから出ていますように、できるだけ幅広を対象に、かつ偏りのない客観的なデータのもとで判断すべきだと思っています。私も含めまして、ここに出ておられる方は国民を代表しての議論になるかと思うので、誰が見てもおかしくない、そういう方向に持っていけたらと思います。これは希望という形で述べさせていただきます。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

○櫛委員 日本チェーンストア協会食品委員会委員として出席させていただきます櫛でございます。今は食品スーパーのライフコーポレーションで品質保証部の仕事をしていますところ。

今回の目的の、消費者の方が食品を選択するための機会を確保するという意味で、このところはそのとおりだと思っています。ただ、私どもも食品工場があって、そこで総菜などをつくっているのですが、実際、ラベルに入っている原料がころころ変わったときに具体的にどういうふうに書いていくのかとか、文字数が多くなると物理的にも書けないという問題はやはり残っていますので、皆さんと意見交換しながら、いい方向で実現できるように考えていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○市川委員 「食のコミュニケーション円卓会議」という消費者団体の代表をしております市川まりこです。

一言で消費者と言っても、多様な消費者がそれぞれ食品の種類によって表示の優先度も表示の理解の仕方も違うという中で、これから議論していくのは決して平たんな道のりではないだろうと思っています。資料4の検討項目の1に書かれているように、現行の制度や取り組みの検証をしっかり行って、今後のあり方というものをきちんと議論することが大変重要なことだと思っています。これから議論していくに当たって、現時点で私が思っ

ていますことを3点述べたいと思います。

1つ目、食品を選別する消費者への情報が不足しているのかという点についてです。国産を選んで買いたい人に向けて情報を提供すべきというのはそのとおりだと思います。しかし、現状、消費者の特定の国産嫌いを利用した商品の差別化を売りにしている事業者さんもあり、どうしても国産を選びたい人はそのような事業者を選ぶことができます。国民の全てが国産の付加価値の高い食品を求めているのではないと思っています。海外からの安価な農畜産物を利用した少しでも安い加工食品を必要としている人たちも多いのではないのでしょうか。

2つ目、国産農産物の消費拡大を目指すために義務表示拡大が必須なのかという点についてです。「食料・農業・農村基本計画」の食料自給率を上げるという項目の中に、表示の拡大を目指すという記載があります。国産という表示があれば、消費者はいつも国産を買うのでしょうか。意欲のある生産者の皆さんは、このような表示に頼るよりも、生産性を上げて、高品質、コストパフォーマンスのよいものを生産したい、それによって消費者の支持を得ることが先だと思っていらっしゃるのではないかと思います。

3つ目、消費者が食への不安から商品を選別したいという不安に誰がどこまで応えるのかという点についてです。「総合的なTPP関連政策大綱」では、食の安全・安心に関する施策、リスクコミュニケーションと並べて記載されています。国民全てが利用する食品の表示に一部の人々の不安対策としての義務化拡大という政策が行われてよいのか、疑問です。そもそも食品は原料原産地の違いによって安全性が違うというものではないはずです。この原料原産地表示は食品表示法のもとでこれからどのような方向を目指していくのか、有意義な検討会になることを期待しております。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

委員の方、途中でとめて申し訳ありませんが、いろいろと御意見や御質問等をここで出させていただいて構いません。時間が許す限り、事務局のほうで答える形にさせていただきます。また、できない分に対しては持ち帰らせていただきまして、次回またはその他の形で検討するというところで、続きまして、岩岡委員、よろしく申し上げます。

○岩岡委員 全国消費者団体連絡会の岩岡です。

1つ目は、消費者団体としては、消費者の8つの権利というのがありまして、それを広く実現していくことが運動なのかなと思っています。とりわけ今回のことについては、知らされる権利、選ぶ権利、あるいは安全である権利等について大きく前進することを期待しているところです。

2つ目としては、安心・安全と一言と言っても全く違う中身であると思っています。安心は気持ちの問題、定性的なことでありまして、安全は科学的な評価がきちんとできるということで定量的なことだと思っていますので、そこら辺の議論をごちゃごちゃにならないように進めていかなければいけないと思っています。

3つ目は、全国消団連は、ここに来られている委員の中にも全国消団連に加盟されている団体もございますけれども、全国規模の団体と、私は埼玉ですけれども、主に地域の消費者団体連絡会が参加しているところと、食の分野や環境分野、それぞれ専門的に取り組まれている団体、3つぐらいで構成されております。そういう意味で、内部で勉強会等もやりながら、私自身も教えてもらいながら、勉強してここに臨みたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

○金井委員 全国農協中央会であります。

表示につきましては、消費者の適切な選択に資する観点からということでありまして、生産者の立場からしますと、高品質なものを含めて消費者に正確な情報を提供することが第一であります。そのために、誤認とか、そういうことがないように、できる限りさまざまな情報を提供するという、それで消費者に御理解をいただいた上で生産拡大に取り組むということが基本だと思っております。

そういう中で3点ほど、2点プラス1について意見がございます。

1点目は、平成15年に策定された2つの要件であります。このことによりまして、現在、22食品群プラス4品目が表示されていると思っておりますけれども、結果としてなかなか拡大していないと思っております。今回、両副大臣からの御挨拶にありましたとおり、拡大の方向でということであるとすれば、やはりこの2要件につきましても、拡大する観点から、ゼロベースの議論も含めてしっかり御検討いただきたいと思っております。

2点目であります。TPPの大筋合意の話もありましたけれども、この内容によれば、加工食品の原材料としての生鮮食品も含む、さらに中間加工品とか、いろいろ輸入増加の可能性は生産者も消費者も非常に心配していると思っております。こういう中身の正確な情報が伝わるという観点からも、品目ごとにいろいろ特徴もございますから、品目ごとの検討が必要だと思っております。

もう一つ、こちらで言う話ではないかもしれませんが、外食とかインストアの問題もあると思っております。現在、対象となっていないと思っておりますが、消費者に正確な情報を提供するということは、どれも同じだと思います。加工食品も外食も同じだと思いますので、こういうことを課題といいますか、外食、インストアはどうするかということについても御検討を賜ればと思います。

以上でございます。

○近藤委員 中央畜産会の近藤と申します。よろしく願いいたします。

このたびは、検討会の参加の機会をいただきありがとうございます。

私どもは中央畜産会という畜産関係の団体でございますので、その分野のお話をいたします。

まず、畜産物というのは人間の栄養の中でも重要な、たんぱく質の供給という役割を担

っておりますが、それだけではなく食卓を豊かにするといいますか、バラエティーに富んだ食生活を実現する一端を担っていると思っております。

しかし、畜産物は御案内のとおり、多くの加工品がございますが、その原材料については生産サイドからいくと残念なところもありますが輸入品が非常に多くなっています。原材料の原産地は多様でありますので、消費者の方にとっても重要な情報ではないかと考えております。生産者のサイドからも原産地に関する情報を的確に伝えていくべきだ、消費者の手に届くところまでの確に届けていくべきだという意見がございます。例えば牛の生産分野では出生から屠畜場に行くまできちっとトレーサビリティがなされている、そういう努力を産地ではしてきているということでございます。そういうことを考えれば、加工食品であっても原料原産地の情報は最終的な消費者まで伝わるのが大事だろうと考えております。

先ほど金井委員からもありましたように、TPPの合意を踏まえると、畜産物の輸入が増加することが懸念されます。その中で原料の原産地の表示というのは非常に大事なことでないかと思っております。これまでの検討の中で難しい課題もたくさん出されていることとは思いますが、より多くの加工食品の原材料の原産地表示が実現するように今回の検討会で検討していただければと思っております。よろしく願いいたします。

○齊藤委員 高齢者の団体でございます全国老人クラブ連合会から出席をさせていただいております齊藤と申します。よろしく願いしたいと思っております。

今回のテーマであります原料原産地表示の取り組みにおきましては、御説明がありましたように、これまで長い間の御議論を経て、関係者の御努力によって一步一步前進していると思っております。改めて敬意を申し上げたいと思っております。

表示拡大については、これまでの検討経過を拝見させていただきますと、それぞれの立場による考え方の違いはもちろんでありますが、品目の個別事情でありますとか、メーカー側の対応の困難さなど、状況を知れば知るほど合意形成が難しい重い課題であるという印象を受けております。

消費者としては、表示拡大によって食品を選ぶ際の判断材料が広がるということは望ましいわけでありましてけれども、大臣が記者会見でおっしゃっているとおり、コストがふえる、また価格への影響が大きくなるということが懸念される部分もございます。この辺、一般的な受けとめ方としては一長一短があるというような理解をしている向きもあるのだらうと思っております。表示のメリットはもちろんあるわけでありましてけれども、デメリットの部分もあるということを冷静に見きわめながら、現実的かつ合理的な仕組みづくりといった視点も検討する上では大事な視点ではないかと思っております。

御説明がありましたように、表示拡大には、義務化するという方法のみならず、事業者の自主的な取り組みもあるわけでありまして、消費者としましては、実際に表示が拡大して、選択しやすくなるということが大事でありますので、事業者、業界の皆様には、義務化の前に自主的な取り組みが先行するということを是非御期待申し上げたいと思っております。

ます。難しい課題でありますだけに、これまでの検討実績や経験値を踏まえながら、それぞれにとってベストの着地点を目指すことは当然でありますけれども、セカンドベストあるいはサードベストまで幅を広げながら、実現の可能性のレベルを高めるということがこの検討会のミッションではないかと考えております。

私は、表示制度について詳しい知見があるわけではございませんが、多様な消費者が望む合理的な表示とは一体どういうものなのか、また、生産者、事業者、消費者が互いにメリットを享受できる対応策はないものなのか、こういったことについて考え、発言をさせていただきたいと思っているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
○鈴木委員 果樹の専門農協全国連でございます日園連の鈴木といいます。よろしくお願いいたします。

私は農協の立場でございますので、国産の農産物の需要拡大、需要の増大を目指しておりますわけでございます。加工食品の分野でも、その原料としてもっと多く国産の農産物を利用させていただきたいと思っております。

日本の農産物、特に私の専門でございます果物の分野では、外国産の果物と競争するため、生産者の方々は高品質な果物生産に懸命に取り組んでいる状況でございます。果物の加工品は、リンゴ、ミカン、こういったものを中心としたジュースのほか、ジャムとかゼリーがあるわけでございますけれども、農協系統でも工場を運営しているようなところもでございます。生鮮食品としては、果物、野菜は既に原産地表示がなされているわけでございますけれども、加工の分野においても、国産の果物の品質のよさ、こういったものを明確にしながら、外国産とはっきり区別するという意味も含めて、原産地表示を拡大できればと思っております。

それにも増して、食品を消費者に提供する立場として、原料の原産地を含め、食品に関する正確な情報というものを伝える必要があるのではないかと思っております。最近では、アレルギーに関する食品あるいはハラル食品、こういった情報も表示されているものもございますし、そういった意味で、消費者の商品選択の一つの要因といいますか、商品選択の情報として原料の原産地を表示する必要、この辺があるのではないかと思っております。

ただ、現実の問題としてどこまで正確に表示できるのか、あるいは物理的、技術的な問題、こういったものもいろいろとあろうかと思っておりますけれども、この検討会において原料原産地表示をできるだけ多く広げられるようになればと思っておりますし、そのような思いでこの検討会に参加させていただいておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○田熊委員 伊藤園の田熊と申します。

伊藤園という会社は、緑茶のリーフの販売と清涼飲料水の製造販売を行っております。特に清涼飲料水に関しますと緑茶飲料が半分ぐらいの販売をしている会社でございます。

緑茶と緑茶飲料に関しましては、義務表示をさせていただきました。当時、一番大変だったのは、農家レベルまでどうやって追うかということでした。各農家の方と加工工場の

方々との間の文書での記録というのは余りなかったもので、その記録をきちっとつくってしまって、トレーサビリティを行ってもらうのが一番重要ということで、構築するまでに1年以上かかりながら、猶予期間の2年の間で間に合わせたという記憶がございます。

今後また、いろんな加工食品が出てくると思いますけれども、やはり記録というのが一番重要かと思しますので、その辺で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○武石委員 食品産業センターの武石でございます。

当センターは、国内の食品メーカーや、お菓子やパン、みそ、しょうゆといった食品業界団体が会員となって構成されている業種横断的な団体でございます。

3点ほど意見を述べさせていただきます。

1点目は、繰り返しこれも出てきておりますが、原料原産地表示は食の安全・安心とは別の問題だと考えております。食品メーカーは、原材料について生産者の方や原料納入業者の方から、重金属、農薬の残留あるいはカビといった安全基準を満たすもの入手し、衛生管理を行いつつ製造し、消費者の方に提供しております。また、行政のほうでも輸入食品や国内で流通する食品の安全性の検査を行っていらっしゃると思いますので、消費者の皆さんのお手元に届く食品は安全性が担保されたものだと考えております。要するに、一般的に特定の産地の原料が危険だとか、そういうことはなくて、食品の安全・安心は原料原産地表示で得られる情報とは別の枠組みで担保されているということはまず頭に置く必要があると思っております。

2点目です。今回、TPPとの関連でございますが、TPPは、御案内のとおり、国内の食品や農畜水産物の輸出も含め、8億人の市場に打って出るというアベノミクスの成長戦略の切り札でございます。貿易を促進し、TPP圏内の成長を取り込むことを狙いとしております。国内で生産活動を行う食品企業にとって原料原産地の表示をむやみに拡大することは過剰な規制となり、企業活動を萎縮させ、企業活動の停滞にもつながるのではないかと懸念しております。今回、農産物の関税がかなり撤廃されましたが、実は加工食品の分野でも関税が原則撤廃という事例が多く見られております。これから国内食品メーカーも輸入加工食品の増加を見据えて、経営合理化に努めていかなくてはならないと考えております。今、考えるべきは、むしろ規制緩和による企業活動の活性化ではないかという考えでございます。

3点目でございます。昨年の食品表示法の制定という大きな制度改正は、表示の切りかえに多大なコストと時間を要することから5年間の経過措置が設けられております。今、優先すべきは、食品表示法の最優先の目的であります食品のアレルギー表示など安全性確保に関する情報の提供を確実に行うことであり、安全性とは別の選択の問題である原料原産地の拡大について過度に規制を行うことは肝心の安全性の確保がおろそかになりかねないと懸念しております。

本件は、先ほど来、説明がございましたように、経緯のある難しい問題でございます。検

討に当たっては、過去の経緯をよく検証するとともに、個別の食品製造業種の特徴や中小企業の実態から見た実行可能性、あるいは国際的な規制の状況なども踏まえて、資料3にもありますように、義務化ではなくて、例えば事業者の自主的促進を進めていくといった点での慎重な議論をお願いしたいと思います。

○富松委員 味の素の富松です。品質保証を担当しております。

本日は、弊社の原料原産地表示の現状と弊社の原産地表示に関する考え方を手短かに述べさせていただきますと思います。

まず、お客様の声を解析したのですが、弊社の調味料やスープ、マヨネーズ等の加工食品のこの1年間に寄せられたお客様の声、約4万件弱、その中で、製品も含めた原産地に関する声が305件でした。さらに、その中で詳しく見て、原料の原産地に関するお問い合わせが197、そのうち121がコーンや野菜、卵やお米といった我々の主力製品であるスープやおかゆ、マヨネーズ、こういったものの原料のお問い合わせでした。こういったことから、お客様の生鮮原料の原料原産地に対する関心は決して低くはない、むしろ高いと考えております。

このようなお客様の要望を受けまして、弊社及び弊社の関係会社であります味の素冷凍食品、ここはこれまでも積極的に原料原産地の情報につきまして、ホームページ上ではありますが、開示してまいりました。弊社では、食品にキャッチとして原料名をうたう場合や、一括表示に生鮮原料の名前が記載されるような場合につきましては、事業の判断に基づきまして、積極的に原料原産地をホームページ上に開示しております。また、冷凍食品も東京都条例に従って原料原産地をホームページ上に開示してまいりました。

一方で、開示するに当たりまして、原料原産地の表示の中で幾つか難しい問題があるというのがわかってまいりました。例えば国産を含めた「または表示」の禁止であるとか、複数の原産地由来の原料を使用する場合の原産地表示の方法、順番等々の表記の課題、こういったものがあるということがわかってまいりました。また、書いている原産地が間違いないことを確実にするためには、やはり産地証明等をとっていく必要がありまして、全ての原料についてこのようなことを進めていくのは非常に難しいし、さらにそれができるサプライヤーを絞っていくとなると、お付き合いができるサプライヤーも減っていきます。そういう中で、この問題は、ややもするとコストアップにもつながる問題かと思えます。まして、もしパッケージに表示しようとするのであれば、表示スペースの問題、文字の大きさの問題、包材の費用の問題、こういったものがあるかと思えます。

お客様の選択に資するためには、大企業だけではなくて中小企業も含めた食品産業全体がきちんと表示できるという制度でないと本当の意味で消費者の選択に資する形にはならないと思いますので、私としては、私たちの経験を踏まえて慎重な議論に貢献ができるようにしていきたいと思っています。

以上です。

○永田委員 全国消費生活相談員協会の食の研究会の副代表をしています永田といいます。

私の所属している協会は、全国の消費生活センターで消費者相談にかかわっている消費生活相談員を主な構成員とした公益社団法人です。私も自治体の消費生活センターで相談業務をしています。常に消費者の方からいろいろな相談を受けています。相談の中には、食品表示についての苦情や問い合わせもあります。わかりにくい、もっと表示すべきというような御意見もいただいています。

今回、加工食品の原料原産地表示を拡大する方向で検討会を開催するというお話があり、当会議に参加させていただくことになりましたが、消費生活にかかわる相談業務に従事している者としては大変よいお話だと思っています。原料原産地の表示については消費者が食品を選択する際に重視する表示の一つです。ですから、できるだけ情報開示をしていただきたいと考えています。

TPPの問題もあり、今後、世界中からより多くの食品や原材料が入ってくると思います。消費者としては、食品の原材料がどこの国でつくられたものかで購入を判断することも多くなると思います。生産現場で見ると、表示の限界など問題は多々あると思いますが、消費者への情報開示の観点から実行性のある表示の拡大を議論できればいいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○長屋委員 沿岸域の小規模な漁業者が中心になって組織しております漁協（JF）の全国組織でございます全漁連専務の長屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私どもが携わります水産業においてもいろいろな変化の中にあるわけございまして、2点ほど申し上げさせていただきたいと思っております。

1つは、累次の貿易交渉のラウンドごとに水産物の関税は大幅に引き下げられております。20年ほど前のガット・ウルグアイ・ラウンドの結果で水産物の関税は約4%まで低下している。こういうことを受けて、海外から大量の輸入水産物が我が国に搬入されているというところでございます。今、重量ベースで大体4割が輸入、金額ベースでいうとほぼ半分が輸入という実態にございます。今後、TPPの影響も懸念されるところでございますが、やはり輸入品についての十分な情報提供が必要な状況にあるのだと思います。

もう1点は、生活様式の変化との関係でございます。頭のついた魚、丸の魚というのは敬遠されているところでございます。そこから、惣菜を含めた加工食品、こういうものに需要のシフトが起こっているということでございます。今回の検討テーマでございます加工食品におきます原産地表示、原産国表示、こういうことにつきまして、生産者サイドとしては非常に大きな関心を持っているところでございます。

水産物というのは、育った海域の環境なり水質に大きな影響を受けます。このようなことから水産物については、漁獲された海域なり水揚げされた地の表示をする、国産についてはそのようなことがされているということでございます。

心配なことを申し上げますと、ある海域に流れ込んでいる川に有害な物質が流入した場合、その海域の水産物は影響を受けるということでございます。ここで正確な情報提供が

なければ、その海域だけではなくて相当広い範囲に消費者の方々の御心配なり、買い控えという被害が起きている。これはこれまでも実態としてあるわけでございます。

今回の福島第一原発事故の風評被害というのは国内においてもまだ続いているという実態がございます。そして、これに加えて海外、隣接する韓国なり台湾における日本水産物の輸入禁止はまだ続いているということからも、十分な情報提供が必要と思っております。仮にほかの国の海域が汚染されて、その水産物が搬入されてくる、例えばその情報提供がなかったということ、表示がなかったということであれば、これは国内の水産物にも全て影響を与えるというふうに私どもとしては非常に心配しています。そういうことから、是非水産物のこの辺の特性にも御理解をいただきまして、この検討会の中での御議論を進めていただければと思っております。

また、個別の品目について申し上げますれば、漁業者サイドからすると、ノリのおにぎりとか、ノリ巻きの重量の割合の要件からいうと、米がほとんどですから義務化の対象には全くなっていないということでございますが、これまでのノリの需要というのは贈答用とか家庭用の消費から、御存じのとおり、コンビニのおにぎりというものが非常に消費もふえているわけでございますので、是非こういう問題についてもこの検討会で提起させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○夏目委員 全国地域婦人団体連絡協議会の夏目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの団体は、全ての県に組織を持つ団体でございまして、地域活動をしております。私は半年前までその事務局長をしておりまして、今は幹事という職名でこの検討会にかかわらせていただきます。全国にいます会員たちは、フードチェーンの端から端までを担っていると言っても過言ではございません。したがって、区分としては消費者団体というふうに区分されるかもしれませんが、もう一步踏み込んで、この問題に当事者としてかかわらせていただきたいと思うわけでございます。

これまでもさまざまな委員の方から消費者の権利についてもお話がございましたし、そして、表示の拡大について難しいところもある、そういう御意見が出ておりました。そういうところにつきましては、長い歴史を持ってさまざまな検討をされてきたところの実績、積み上げがあるわけでございますので、今日もこれまでの現状、またこれまで検討されてきたところの検証をしっかりとやるというお話がございましたが、そこをしっかりと、私どもが共通認識を持ちながら、拡大する方向でもって議論を進めようというところには是非たどり着きたいと思っております。製造業者、生産者と消費者が対立行動をして、ゼロか百か、オール・オア・ナッシングというような結果にならないような前向きな検討にかかわりたいと願っております。

消費者にとりまして表示がなぜ必要かといいますと、これほど生産、加工、流通、複雑な流通経路をたどって手元に食品が届くわけでございますけれども、それらを確認することとはほとんどできないわけです。したがって、そこで頼るのは表示ということ

になります。表示が安全を担保するものではない、そういう御意見もありますけれども、少なくとも消費者は表示に頼って選択をする、これは事実でございます。したがって、今回のこの検討会の実りある結果を期待しながら、今後、発言をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○毛利委員 野菜くらの毛利と申します。

私どもは、会社の名前にありますとおり、野菜を生産している生産者団体でございます。今から24年前に3名の生産者が自分たちの野菜を自分たちで売っていこうというところで創業いたしまして、現在、5地域にまたがって74名の生産者で農産物を生産、販売している会社です。私は、生産者がつくったものを販売する責任者として活動しております。

私どものグループ会社の中で、野菜を使って冷凍野菜とか、浅漬けとか、また、群馬でするので、コンニャク芋を有機で生産して加工販売、今で言う6次産業化というのも二十数年前から行っております。私ども生産者として自分たちのつくったものを自分たちで売っていこうという中で、実際に野菜を使っている多くの業者の方々、小売さんもございますし、生協の方々、加工業者の方々、外食産業の方々を通じて私どもの野菜を消費者の方に提供していただく、いわゆる契約栽培ということで取り組んできました。生産者としては、自分のつくった野菜がどこでどういう形で売られたり食べてもらっているのかというのは生産意欲、モチベーションにつながると、自分の立場で非常に感じております。

そういう意味では、生産者も消費者でありますし、私どもの野菜も多くの野菜にかかわる業者さんを通じて消費者に食べていただいておりますので、今回、本当に難しい課題だとは思いますが、実行可能性を皆さんと探っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○森光座長 以上、ありがとうございます。

本日、竹内委員お一人がお休みですが、私を含めまして17名の委員で構成されております。今、15名の方の貴重な御意見、御発言をいただきました。

事務局から、今、出ました御意見、御質疑、また御要望に対して回答する案件がありましたら、よろしく願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 委員のほうからいろんな御意見をいただきました。その中には、池戸座長代理からもお話がございましたけれども、過去15年にわたって検討が行われ、今に至っている制度であるということで、これまでの具体的な取り組みについてしっかりと検証して、どういう議論が行われ、今どうなっているのか、明らかにした上で議論すべき、こういう御意見が多々あったかと理解しております。

この点につきましては、できれば次回、第2回目の検討会で事務局からきちんと整理した資料をお出しさせていただいて、御説明をした上で、また今後の御議論の参考にしていただければと思っております。

いろんな御意見をいただきましたけれども、これらの点につきまして、事務局である消

費者庁と農林水産省のほうで座長とよく相談させていただいて、また個別にいろいろな対応、御説明なり資料の提出を含めてさせていただきたいと考えております。

○森光座長 よろしいですか。

○島崎食品表示調整担当室長 多くの意見をいただきました。1点だけ。私たちはこれから、いろんな企業さんのヒアリングをしたいと申し上げました。今の発言の中にも、表示をすることによるメリットとデメリットというお言葉もありました。現在、実際に原料原産地表示をなさっている方、ここにも2つほど会社に来ていただいて、その御意見や御苦勞話などをこれからも聞かせていただこうと思いますが、現在やられている方のところにもヒアリングに入ったほうがいいのかと思った次第でございます。どういう御苦勞があって、コストがどのぐらいはね上がったのかということも含めて少しヒアリングしたほうがいいのかと感じております。

ただ、農水省を中心にやろうかと思っておりますが、それほど無限大に人はいませんので、精いっぱい頑張りたいと思っておりますが、ここの検討会に順次報告ができればと考えております。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

委員の皆様からの御意見は、先ほどありましたように、事務局のほうで整理させていただき、今後の検討課題にさせていただきます。

それでは、改めまして、御意見、御要望につきまして事務局で整理しましたこと、そして本日示されました検討項目、スケジュール、調査等に基づき今後議論を進めていくことで皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○森光座長 ありがとうございます。

本日は、この検討会の立ち上げと今後議論を進めていく上での検討範囲につきまして、大きなところでありますが、皆様に御確認いただくという意味がございました。御意見がその後ないということですので、本日の議論はここで終わらせていただきたいと思います。

それでは、議事次第6の「その他」についてですが、皆様のほうから何かございますか。よろしいですか。

では、なければ、最後に板東長官及び小風局長から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。

消費者庁長官板東様、よろしくお願ひいたします。

○板東消費者庁長官 消費者庁の板東でございます。

本日はどうもありがとうございます。また、委員としてお引き受けいただきましたことを心から感謝申し上げたいと存じます。

ちょっと用務がございまして、参加が遅くなりまして大変申し訳なく思っておりますけれども、私が来させていただきましてから、半分の方の御意見を伺わせていただきました。

生産される側からは国内生産の振興の問題、そして、海外の生産物からのいろんな影響の問題、あるいは消費者への情報提供、海外に向けての発信の重要性の問題についても御指摘がございました。消費者の視点からは、やはり、選択をしていく上での表示の重要性、問題、安全性の確保についての重要性の問題、そういったところの御指摘があったかと思えます。また、加工・流通のほうのお立場からは、実行可能性の問題やさまざまなコストの問題などの御指摘もあったかと思えます。

そのほか、いろんな御意見が前半にもあったかと存じますけれども、そういう多様な観点から課題を今後詰めていって、実行可能であり、しかも消費者にとって求める情報が適切に得られる、また生産者にとっても適切に発信ができる、流通・加工にかかわる方々にとっても取り組みやすいといったような形の解決策をこれから見出していかなくてはいけないと思うところでございます。

大変重要なテーマであると思っておりますし、過去から重要な課題でありながら、なかなか合意が得られない部分もたくさんあったわけでございますけれども、今回、皆様のお力をかりまして、また多様な意見をお寄せいただきながら、いい形の取りまとめに向けて努力をしていきたいと思っております。

座長の森光先生にも大変お世話になります。よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○森光座長 板東長官、ありがとうございました。

続きまして、小風局長から一言御挨拶をお願いいたします。

○小風消費・安全局長 農林水産省の消費・安全局長の小風でございます。

委員の方々には第1回目から活発な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

冒頭、齋藤副大臣のほうからもお話がございましたけれども、本検討会の発足のきっかけはTPPの政策大綱を受けてということでございます。外的な大きな状況の変化を受けて、このような検討会を始めるということでございます。

既に過去の長い検討の経緯、もちろん農林水産省がJAS法を所管しているときからこの問題については相当議論しております。過去の蓄積もございます。しかし、今日の委員の皆様のお話を聞いて、消費者の行動あるいは、コンビニのお話もございましたし、また流通もやはり変わってきていると思えます。もちろん生産構造、1次産業の生産段階の構造の変化もございますけれども、食品製造段階の製造業のほうの変化もあるということを改めて強く感じてきております。

そういうそれぞれの変化を踏まえて、新しく原料原産地表示のどういう道があるのか、非常に難しい問題だと思いますけれども、今回は多くの立場の委員の方々に入っていておられますので、知恵を出していただいて、何とかこの難しい問題について解決の道筋を示していただければと考えております。これからの検討は大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○森光座長 小風局長、どうもありがとうございました。

以上で本日の議事は終了しました。

事務局から次回の検討会について御連絡をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 次回の開催日ですが、3月1日を予定しております。また改めて詳細等につきましては事務局のほうから委員の皆様に御連絡を差し上げます。

○森光座長 それでは、これで検討会を閉会させていただきます。皆様、長時間ありがとうございました。